

福知山市公告第124号

せり売りを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の14の規定により準用する第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月13日

福知山市長 大橋 一夫



- 1 件名 令和5年度  
旧美鈴小学校及び旧美河小学校グランドピアノ売却
- 2 販売備品 旧美鈴小学校グランドピアノ2台（音楽室1台及び体育館1台）  
旧美河小学校グランドピアノ2台（音楽室1台及び体育館1台）
- 3 最低売却価格 0円（せり売り開始価格）
- 4 グランドピアノ下見会の日時及び場所  
日時 令和5年10月28日（土）午前9時30分から午後3時30分まで  
令和5年10月29日（日）午前9時30分から正午まで  
場所 旧美鈴小学校（福知山市大江町二俣489）  
旧美河小学校（福知山市大江町河守840）
  - （1）グランドピアノ下見会への参加希望者は、上記日時・場所で下見、確認を行うこと。
  - （2）グランドピアノ下見会への参加は、入札の参加要件ではない。
  - （3）グランドピアノ下見会への参加費用（旅費等）は、自己負担とする。
  - （4）グランドピアノ下見会の実施時間中に、旧美鈴小学校児童昇降口前の受付において、せり売り参加に必要な書類を事前配布する。
- 5 せり売りの日時及び場所  
入札日 令和5年10月29日（日）  
入札 午後1時30分から  
場所 旧美鈴小学校 2階ランチルーム（福知山市大江町二俣489）
- 6 せり売りに参加する者に必要な資格  
個人又は法人とし、次の各号の要件を全て満たす者とする。
  - （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しな

い者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 売買代金を一括納付可能である者
- (4) 廃校備品売払せり売り等実施要領及び入札等参加申込書兼誓約書記載の条件を誠実に履行できる者
- (5) 転売を目的として入札に参加するときは、古物商の許可を取得している者
- (6) その他市長が入札に参加することを適当と認めた者

7 せり売り保証金 設定しない

8 契約書作成の要否 否

9 せり売り参加申込みについて

(1) 申込書類

- ア 入札等参加申込書兼誓約書
- イ 委任状（代理人が参加の場合）

(2) 受付日時及び場所

- ア 受付日時 令和5年10月29日（日）（せり売り当日）  
午後1時00分から午後1時30分まで
- イ 受付場所 旧美鈴小学校 2階ランチルーム前

10 せり売り当日の流れ及び確認事項

(1) 受付

ア せり売りについて説明を行い、入札等参加申込書兼誓約書の記入を依頼する。

※参加資格の適否については受付時に実施する。

※代理人は、委任状を提出すること。なお、郵送による参加は、不可とする。

イ 受付時に「番号札」を渡し、入札会場に案内する。

※1組につき6名まで入場可とする。

(2) せり売りの流れ

ア 受付番号順に着席すること。

イ せり売り開始価格は、最低売却価格とし競い上げ方式とする。

ウ 参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとする。

エ 宣言した金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100

に相当する金額を宣言すること。

オ 入札金額は、日本円の100円単位とする。

カ 販売備品をせり売りに付す順番は、グランドピアノ下見会の参加者に対して購入希望備品の希望順位を調査・点数化し、得点の高い販売備品からとする。なお、当該得点が同一となった場合は、せり売り執行者がせり売りに付す順番を決定する。

キ 金額を宣言する場合は、「番号札」を掲げ、せり売り執行者の指示の後宣言すること。なお、一度宣言した金額は、撤回できない。

ク せり売りの開始時は、せり売り執行者が番号札を挙げた者の中で最も若い番号の者に金額の宣言を指示するので、その指示に従って宣言すること。以降、せり売り執行者の指示に従うこと。なお、第6項を満たしていない者が宣言した金額は、無効とする。

ケ せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高額を宣言した者を買受人と決定する。せり売り終了時点での提示金額（消費税及び地方消費税を含む。）を購入金額として、買受人が購入金額確認書を作成するものとする。

※ 後日、落札決定通知書及び納入通知書を発行し、買受人に送付する。

## 11 結果の公表

せり売りの結果については、参加者の氏名等個人を特定する情報を除き、福知山市が公表する場合がある。

## 12 代金の納入及び備品の引渡し

- (1) 別途指定する代金の納付期限内に指定金融機関で納付を行うこと。
- (2) 代金の納付確認後、販売備品の引渡しを行う。
- (3) 当該備品の引渡し及び搬出等に係る費用については、全て買受人が負担することとする。
- (4) 引渡しの日程調整については、福知山市財務部資産活用課担当職員と調整を行うこと。
- (5) 引渡し時に発生した事故等については、福知山市は、一切の責任を負わない。

## 13 その他留意事項

- (1) 販売備品について、福知山市は、一切の契約不適合責任を負わない。
- (2) 一度納付された代金は、理由を問わず、返金しない。
- (3) 一度引き渡された販売備品は、返品又は交換を行わない。

## 14 担当部署

〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1

福知山市 財務部 資産活用課 公民連携係

電話 0773-24-7068 (直通)

ファックス 0773-23-6537

メールアドレス shisan■city.fukuchiyama.lg.jp

(■は、@と読み替えること。)